

川口市選管告示第 1 1 号

公職選挙法第37条第7項及び公職選挙法施行令第26条第1項の規定により、次のとおり
指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定める。

川口市の指定投票区及び指定関係投票区指定告示(令和6年川口市選挙管理委員会
告示第14号)は、廃止とする。

令和7年5月16日

川 口 市 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 板 橋 智 之

指定投票区	指定関係投票区
第36投票区	第1投票区から第35投票区 第37投票区から第97投票区

ただし、衆議院小選挙区選出議員選挙並びに衆議院小選挙区選出議員選挙と
同日に行われる衆議院比例代表選出議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会
の議員及び長の選挙については、次のとおりとするもの。

開票区	指定投票区	指定関係投票区
第1開票区	第36投票区	第1投票区から第35投票区 第37投票区から第59投票区 第73投票区から第97投票区
第2開票区	第65投票区	第60投票区から第64投票区 第66投票区から第72投票区